

# 町民意見提出制度の 実施結果をお知らせします



○テーマ 町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例案  
について

○提出された意見の件数 6件

○提出された意見の要旨と町の考え方（抜粋）

詳細は町ホームページにてご覧いただけます。

提出された意見の要旨	意見に対する町の考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>・投票率の要件は定めるべきである。</li><li>・成立要件として投票率 50%以上、町名変更には有効投票の 60%以上の賛成が必要とすべき。</li><li>・有効投票率は設けるべき。</li></ul>	「反対・賛成の意思を示すためではなく、投票そのものを成立させないために投票に行かない」というボイコット運動の懸念や住民の意思が確認できなくなるという課題があり、投票された方々の意思はどのような場合でも結果として公表されるべきとの考えから、住民投票や町名変更の成立要件は設けません。
<ul style="list-style-type: none"><li>・中学生を一般町民同様住民投票に参加させることに反対します。権利を与えることは一方で責任が伴うから。</li><li>・外国人の方々には投票することの趣旨が伝わらないと思います。</li></ul>	住民投票における投票資格者については、「町名変更は、将来世代に関わる課題である」という観点から、若い世代や外国籍住民の皆様についても、一定の条件の下、対象とすることといたしました。

○決定した内容

意見内容を慎重に検討した結果、総合的な判断として、条例に規定する内容は原案のとおり決定し、議会提案することとする。

【問合せ先】

089-0192 上川郡清水町南4条2丁目2番地

清水町役場2階 企画課企画統計係

TEL：0156-62-2114 FAX：0156-62-5116

電子メール：kikaku@town.shimizu.hokkaido.jp

掲示期限：令和8年6月5日まで